

パワハラ防止法^(*1)対策セミナー

- 職場でのパワーハラスメント（パワハラ）防止を義務付ける関連法（*1）が2020年6月に施行されました。
- 改正法においてパワハラの定義が「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動」と明記されました。
- 企業には相談窓口の設置など新たにパワハラの防止措置が義務付けられました。
- 防止措置に関するガイドラインとして、2020年1月にはパワハラ防止指針（*2）が公表されました。

(*1) 労働施策総合推進法、女性活躍推進法等の5つの法律が改正されました。

(*2) 事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針

3人のプロがお答えします

準備必須

★ご参加特典★ハラスメントチェックリストを差し上げます

1

事業主が講ずべき処置、就業規則の改定は？ 横田社会保険労務士事務所 横田 研

- パワハラ防止法とは？何から対策すればいいの？法改正の内容と、まず企業が整備すべき事項（就業規則や雇用管理体制）について解説します

2

社員への周知・啓発の義務への対応は？ 人材コンサルタント プレゼンス代表 松下純子

- 何がパワハラ、どこまでやったらセクハラ？代表的なハラスメントの種類と考え方を事例を元にお伝えするとともに事前に行うべき研修会や、設置が義務となった相談窓口を社内社外に用意することの意味と効果をお伝えします

3

もしも従業員から“訴訟”を起こされたら？ エルアンドビー総合保険株式会社代表 植田哲也

- 管理責任や不当解雇等により、企業・役員の方などが法律上の損害賠償責任を負担！？こんな時の保険の準備をご説明します。

定員 20名 参加費 お1人 1,000円

* 当日会場にてお支払ください

第2回開催日 12月13日（月）13：30～15：00

会場 牧之原市総合センター いーら

□会場住所 牧之原市須々木140 無料駐車場がございます

お申込みはこちら

主催： 横田社会保険労務士事務所

FAX 0548—33—0241

*お申込み期限 12月18日（金）

貴社名			
ご住所			
お名前	TEL		
部署	メール（必須）		

【★ 当日の連絡先はこちら 090 4448 4653（横田）】